

宮古島市電気自動車専用充電設備導入事業
事業者公募要領

1. 事業の概要

(1) 目的

宮古島市では電気自動車普及のために電気自動車充電設備（以下、「EV 充電設備」という。）を設置し、一般市民向けに電気自動車充電サービスを提供してきたが、設備の老朽化に伴い、安定的なサービスの提供が困難な状況となっている。今後の更なる電気自動車普及に向け、民間サービスを活用したEV 充電設備更新を実施することで、安定して継続的な充電サービスの提供と市域における電気自動車の更なる普及を目指すため、市が指定する施設へEV 充電設備設置を実施する民間事業者の選定について、公募型プロポーザルにより行うこととし、その実施方法等必要な事項を定める。

(2) 事業名

宮古島市電気自動車専用充電設備導入事業

2. 事業内容

- (1) 宮古島市が仕様書「4. 設置場所」に示す場所への新規EV 充電設備の設置
- (2) EV 充電設備の維持管理
- (3) 利用者への電気自動車充電サービスの提供
- (4) 利用者への利用方法の案内
- (5) 利用実態等の各種データの収集・本市への報告
- (6) 仕様書に示された内容

3. 応募資格

本案件参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 仕様書等に示す業務を履行する能力を有すること。
- (4) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））及び地方税（法人市民税及び固定資産税）を滞納していないこと（地方税については、本市に本社若しくは事業所がある者のみ）。
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力に該当しないもの、密接な関係を有するものでないこと。
- (6) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4. スケジュール

本要領の公表	令和7年10月29日（水）
質問受付期限	令和7年11月5日（水）
参加申込期限	令和7年11月14日（金）
提案書提出期限	令和7年11月20日（木）
プレゼンテーション・審査	令和7年11月27日予定
選考結果の通知	令和7年12月上旬予定

5. 参加申込の手続き

本案件への参加を希望する場合は、以下のとおり必要書類を提出すること。

（1）申込期限

令和7年11月14日（金） 17時必着

（2）申込方法

下記提出書類を郵送（簡易書留での送付とする）または持参により提出

（3）提出先

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市役所 企画政策部 エコアイランド推進課 仲宗根・粟国

電話 0980-73-0950

（4）提出書類

- ・参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- ・履歴事項全部証明書（原本）
- ・納税証明書（国税） ※直近3年間
- ・納税証明書（地方税）※直近3年間
- ・印鑑証明書
- ・会社概要（パンフレット等）
- ・電気自動車専用充電設備を設置し類似した事業を遂行した実績がわかる資料
- ・直近2年分の財務諸表類（貸借対照表及び損益計算書の写し）
- ・その他市長が必要とする書類

※各証明書は、いずれも発行後3か月以内のものを提出すること。

（5）参加を辞退する場合

参加申込書を提出した後に提案を辞退される場合は、辞退届（様式第2号）を記入し、PDF化したデータ若しくは原本を上記提案募集期限までに申込場所に提出すること。

6 質問の受付及び回答

本案件に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書（様式第3号）を提出する

こと。当該方法を除く個別の質問には対応しない。なお、質問がない場合は提出不要とする。

(1) 受付期限

令和7年11月5日(水) 12時まで

(2) 受付方法

「質問書」に基づき質問事項を記載し、電子メールで提出するものとする。

※件名は「宮古島市電気自動車専用充電設備導入事業質問書(会社名)」とする。

(3) 提出先

宮古島市役所 企画政策部 エコアイランド推進課 仲宗根・栗国

メール ts.ecotown@city.miyakojima.lg.jp

(4) 回答方法

本市公募ホームページにおいて公表する。

7. 企画提案書の提出

公募型プロポーザル企画提案書作成要領に基づき企画提案書を作成し、以下のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年11月20日(木) 17時必着

(2) 申込方法

下記提出書類を郵送(簡易書留での送付とする)または持参にて提出すること。

※件名は「宮古島市電気自動車専用充電設備導入事業提案書(会社名)」とする。

(3) 提出先

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市役所 企画政策部 エコアイランド推進課 仲宗根・栗国

電話 0980-73-0950

メール ts.ecotown@city.miyakojima.lg.jp

(4) 提出書類

- ・企画提案申請書(様式4号):1部
- ・企画提案書(様式5号):正1部、副8部
- ・本様式以外に補足説明がある場合は別途資料を添付すること。:正1部、副8部
※別途資料が複数ある場合は、資料が識別できるように番号を振ること。
- ・その他市長が必要とする書類:正1部、副8部

8 選定方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書の内容及びプレゼンテーション(質疑応答含む)に基づき、別で定める評価基準に従い、審査するものとする。

(2) プレゼンテーション日時・場所について

企画提案申請書の受理後に別途通知する。

(3) プレゼンテーションについて

・提案は、企画提案書に基づき説明すること。

・所要時間は提案者25分（説明15分、質疑応答10分）以内とする。ただし、提案状況等に応じて、あらかじめ短縮する場合がある。

・プレゼンテーション参加者は3名以内とする。

(4) 選定結果の通知

選定結果については電子メールにて通知する。また、市ホームページでも公表する。

(5) 協議

選定委員会終了後、候補事業者として選定された事業者は、速やかに本市と事業実施に向けての協議をおこなう。

9. 協定等の締結

選考結果の通知後、最優秀提案者と協議の上、協定書等を締結するものとする。

10. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 参加申込書兼誓約書または提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり、著しく信義に反する行為等、審査の過程において失格であると認められる事由があった場合

11. 留意事項

(1) 本審査に関する異議には一切応じない

(2) 本案件に参加する費用は、すべて参加者の負担とする。

(3) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）で定めるものとする。

(4) 提案書の提出は1社につき1案のみとし、原則、書類提出後の修正または変更は認めない。ただし、誤りが明確である場合や、審査において、重要な事項と考えられる内容に誤りがあったことが判明した場合は、速やかに事務局へその旨を報告すること。

(5) 提案書の提出後、本市の判断により補足資料を求めることがある。

(6) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、宮古島市が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

(7) 提出された書類は返却しない。

(8) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、宮古島市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。